

令和3年度 文教委員会資料①

【議案第162号】

川崎市住民投票条例の一部を改正する条例の制定について

資料

新旧対照表

市 民 文 化 局

(令和3年11月24日)

川崎市住民投票条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市住民投票条例 平成20年6月24日条例第26号 (署名等の収集)</p> <p>第7条 代表者は、住民投票の実施の請求者の署名簿（以下「署名簿」という。）に実施請求書又はその写し及び代表者証明書又はその写しを付して、投票資格者に対し、規則で定めるところにより、署名等（署名することに併せ、署名年月日、住所及び生年月日を記載することをいう。以下同じ。）を求めなければならない。</p> <p>2 署名簿は、区ごとに作製しなければならない。</p> <p>3 代表者は、本市の区域内で衆議院議員、参議院議員、神奈川県議会の議員若しくは知事又は本市の議会の議員若しくは市長の選挙（以下「選挙」という。）が行われることとなるときは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第92条第4項に規定する期間、当該選挙が行われる区域内においては署名等を求めることができない。</p> <p>4 署名等は、前条第2項の規定による告示の日から2箇月以内でなければ求めることができない。ただし、前項の規定により署名等を求めることができないこととなった区域内においては、その期間は、同項の規定により署名等を求めることができないこととなった期間を除き、前条第2項の規定による告示の日から62日以内とする。</p> <p>(中略)</p> <p>附 則 この条例は、令和 年 月 日から施行する。</p>	<p>○川崎市住民投票条例 平成20年6月24日条例第26号 (署名等の収集)</p> <p>第7条 代表者は、住民投票の実施の請求者の署名簿（以下「署名簿」という。）に実施請求書又はその写し及び代表者証明書又はその写しを付して、投票資格者に対し、規則で定めるところにより、署名等（署名し、印を押すことに併せ、署名年月日、住所及び生年月日を記載することをいう。以下同じ。）を求めなければならない。</p> <p>2 署名簿は、区ごとに作製しなければならない。</p> <p>3 代表者は、本市の区域内で衆議院議員、参議院議員、神奈川県議会の議員若しくは知事又は本市の議会の議員若しくは市長の選挙（以下「選挙」という。）が行われることとなるときは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第92条第4項に規定する期間、当該選挙が行われる区域内においては署名等を求めることができない。</p> <p>4 署名等は、前条第2項の規定による告示の日から2箇月以内でなければ求めることができない。ただし、前項の規定により署名等を求めることができないこととなった区域内においては、その期間は、同項の規定により署名等を求めることができないこととなった期間を除き、前条第2項の規定による告示の日から62日以内とする。</p> <p>(中略)</p>